

第 66 回

大阪市消費者保護審議会

議 事 録

令和 6 年 12 月 17 日

大 阪 市 市 民 局

第 66 回大阪市消費者保護審議会 議事録

日 時 令和 6 年 12 月 17 日（火）
午前 10 時～午前 11 時 30 分

場 所 大阪市役所本庁舎 4 階 市民局第 4 ～ 6 会議室
（対面及び Microsoft Teams によるウェブ会議の方法により開催）

次 第

1 開 会

2 市民局区政支援室長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

- （１）大阪市消費者教育推進計画（第２期）（案）について
- （２）答申案について
- （３）今後のスケジュールについて

5 閉 会

出席者

(1) 委員 (15 名)

(敬称略・50 音順)

新 居 由 莉※	公益社団法人消費者関連専門家会議西日本支部啓発交流部会部会長
稲 本 雅 子	公募委員
北 村 嘉 成※	近畿百貨店協会事務局長
佐 伯 知 子※	常葉大学教育学部生涯学習学科准教授
高 橋 克 明※	大阪商工会議所流通・サービス産業部課長
永 井 啓 介	大阪市会市政改革委員長
張 洋 介※	関西学院大学司法研究科准教授
番 田 晶 子※	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部副支部長
松 井 和 彦※	大阪大学大学院高等司法研究科教授
松 井 元 子※	京都府立大学名誉教授
松 尾 善 紀※	弁護士
松 永 由 美※	公募委員
水 野 吉 章※	関西大学法学部教授
森 久 佳※	京都女子大学発達教育学部教授
薮 田 雪 子※	認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター事務局次長

(2) 市側

市民局区政支援室長	小 林 卓 示
市民局区政支援室地域安全担当部長	宮 崎 良 宣

(3) 事務局 (大阪市消費者センター)

所長	姫 野 洋 二
副所長	木 田 学
副所長	松 下 誠 司※
担当係長	西 口 貴 史
担当係長	積 光 利 枝
担当係長	竹 内 夏 子※

※は web 会議により出席

第 66 回消費者保護審議会

○司会

お待たせいたしました。ただ今から、第 66 回大阪市消費者保護審議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、消費者センター担当係長の西口でございます。よろしくお願いいたします。

前回、9 月の審議会開催時、冒頭より Web 機材の不調、不手際により多大なご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

それでは、現在の出席状況についてご報告いたします。14 名でございます。

本会の成立について、松井和彦会長、よろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

おはようございます。消費者保護審議会会長松井和彦でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、大阪市消費者保護審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、当審議会 19 名の定数のうち、本日今ご紹介いただきましたが、14 名の委員にご出席いただいております。過半数を超えておりますので、本会は有効に成立しております。

本日の会議の公開・非公開であります。消費者保護審議会運営要領の第 3 条によりまして原則公開とされておりますが、本日の議題（1）大阪市消費者教育推進計画（第 2 期）（案）について、（2）答申書（案）について、（3）今後のスケジュールについては、計画内容を審議・検討するものでありまして、その情報が公開されますと外部からの影響を受けることなどによって、自由かつ率直な意見を述べるのが不可能となります。これは大阪市消費者保護審議会運営要領の第 3 条第 1 項ただし書きの「会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され調査・審議の目的が達成できないと認められるとき」に該当いたしますため、本日の会議は非公開といたします。それでは事務局からご説明をお願いいたします。

○司会

はい。それでは、お手元の会議次第に従って進めてまいりたいと存じます。

まず、開催にあたりまして、本市を代表いたしまして、小林市民局区政支援室長からご挨拶申し上げます。

○小林区政支援室長

皆様、おはようございます。大阪市民局区政支援室の小林でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から消費者行政はもちろんのこと、市政各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠に厚く御礼申し上げます。また本日は、普段から皆様方ご多忙でいらっしゃるかと存じますが、そこに年末何かと慌ただしいところ本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年2月に開催いたしました当審議会におきまして、第2期目の大阪市消費者教育推進計画の策定につきまして、諮問をさせていただきました。その後短期間ではございましたが、これまでの間、非常に熱心なご審議・ご議論賜って参ったところでございます。誠にありがとうございました。

本日は最後の詰めとなります、答申案につきましてご審議を賜りたいと存じております。この間、皆様方にご議論いただきました内容といたしましては、まず計画期間を来年4月から、令和12年3月までの5年間、消費者教育にかかります、基本的な考え方や、消費生活にかかります動向、そして消費者教育の現状と課題、さらには今後の取り組みといったことにつきまして、これまでご審議いただいていたところでございます。この新たな計画のもとで、消費者教育を効果的に推進いたしまして、消費者センターと学校教育、そして様々な関係機関・事業者の方々と、より一層連携を深め、自立した消費者を育成し、消費者の皆様方ご自身が正しい情報を必要な方に届けるという消費者教育の担い手となっていただくことができますように、私ども精一杯取り組んでまいりたいと考えております。答申を頂戴いたしましたあとは、市民の皆様方へのパブリックコメントを行いまして、令和7年4月から本計画を実施してまいります。

本日は、本計画の策定に向けましての最後のご審議となります。この間、委員の皆様方からも本当に多くの意見を頂戴いたしまして、本日の資料1にもございます、第2期の計画案が出来上がってきたところでございます。是非とも本日も忌憚のないご意見を賜りまして、計画案の本決まりと言いますか、案の策定と答申案の答申の策定に向けまして、ご協力を賜りますよう、ご支援賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

○司会

続きまして、Web 会議における注意事項をご説明いたします。

本日は Web 会議を基本に 14 人の委議員の方にご出席いただいております、うち 12 名が Web にてご参加いただいております。Web でご出席の委員は、カメラをオンにして、音声はミュートにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言される場合は、画面にある、挙手ボタンでお知らせいただければ、こちらよりご指名いたしますので、ミュートを解除のうえご発言お願いいたします。なお、挙手ボタンがうまくいかない場合などは、実際に画面に映るように挙手いただければ結構ですが、司会が気付かず進行してしまった場合は、お声がけをお願いします。

次に、委員の方々を紹介させていただきます。資料として五十音順の委員名簿を付けさせていただきますので、その名簿に沿って、順にご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご一礼くださいますよう、よろしくお願いいたします。

新居委員でございます。

稲本委員でございます。

北村委員でございます。

佐伯委員でございます。

高橋委員でございます。

永井委員でございます。

張委員でございます。

番田委員でございます。

松井和彦委員でございます。

松井元子委員でございます。

松尾委員でございます。

松永委員でございます。

水野委員でございます。

先ほど、Web 参加で、お待ちしております森委員が参加されたようです。

森委員おはようございます。

○森委員

遅くなって申し訳ございません。京都女子大学の森です。

直前、打ち合わせが入ってしまって、ちょっと遅くなってしまいました。

大変申し訳ありませんでした。

○司会

よろしくお願いいたします。

○森委員

よろしくお願いいたします。

○司会

藪田委員でございます。

なお本日、上田委員、加藤委員、谷田委員、西島委員におかれましては、所用のためご欠席されております。

次に消費者センターの出席者を紹介いたします。

小林市民局区政支援室長でございます。

○小林区政支援室長

よろしくお願いいたします。

○司会

宮崎地域安全担当部長でございます。

○宮崎地域安全担当部長

よろしくお願いいたします。

○司会

姫野所長でございます。

○姫野所長

姫野です。よろしくお願い致します。

○司会

木田副所長でございます。

○木田副所長

木田でございます。よろしくお願いします。

○司会

松下副所長でございます。

○松下副所長

松下でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

積光担当係長でございます。

○積光担当係長

積光でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

竹内担当係長でございます。

○竹内担当係長

竹内です。よろしくお願いいたします。

○司会

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、議題に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

まず一枚目めくっていただきまして、会議次第。

配席図。

委員名簿・幹事名簿。

続きまして資料１「大阪市消費者教育推進計画（第２期）（案）」。

資料２「大阪市消費者教育推進計画（第２期）の策定経過」。

資料３「答申書（案）」。

資料４「第２期計画素案に追記・修正した主な内容」。

資料５「第２期計画素案に対する委員意見一覧」。

参考１「大阪市消費者教育推進計画（第２期）の概要」。

参考２「諮問書（R6.2.20）」でございます。

なお、Web出席の委員には、メールで関係資料一式を送付させていただいております。

続きまして、審議会規則第７条におきまして、市長が任命する審議会幹事は、関係局局長を幹事としておりまして、幹事名簿を資料として添付させていただいておりますのでご参照ください。

それでは、以後の議事進行につきましては、松井会長にお願いしたいと存じます。

松井会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

松井和彦です。それでは、議題の方に入ってまいりたいと存じます。お手元の会議次第に従って進めてまいりたいと存じます。まず議題の（１）大阪市消費者教育推進計画（第２期）案につきまして、審議経過とその概要についてご説明いただきたいと思いますというふうに思います。この議題の（１）の後、続いて議題の（２）の答申案について説明をしていただきます。この議題（１）と（２）の説明の後、委員の皆様方に質疑応答の時間を取らせていただき、ご審議いただきたいと思いますというふうに思っております。そして、当審議会として答申の取りまとめを行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の（１）大阪市消費者教育推進計画第２期の案について、消費者教育部会の松井元子部会長よろしくお願いいたします。

○松井元子消費者教育部会部会長

よろしくお願いいたします。消費者教育部会長の松井でございます。

まず、消費者教育推進計画（第２期）の案の策定につきまして、この間の経緯をご説明させていただきます。令和５年度から運用を開始しております大阪市消費者教育推進計画（以下「第１期計画」といいます）が、今年度末をもちまして計画期間が終了することになりますことから、令和６年２月２０日の第６４回消費者保護審議会におきまして大阪市長から令和７年度からの大阪市消費者教育推進計画（第２期）（以下「第２期計画」といいます）の策定につきまして諮問がなされ、以後、本日までに消費者教育部会におきまして、通算３回の調査審議を行いました。

まず令和６年５月２１日に開催いたしました、第１回の消費者教育部会では、１期計画をベースとして、国の方針、大阪府の消費者基本計画の内容、消費生活を取り巻く環境の変化等を踏まえて、第２期計画の全体構成、計画期間、指標設定の考え方、２期計画に反映する主な内容について調査審議いたしました。令和６年７月１８日に開催いたしました、第２回目となる消費者教育部会では、第１回目の消費者教育部会での議論を踏まえまして、統計数値を含めた第２期計画に反映する具体的内容・詳細につきまして調査・審議を行いまして、第２期計画の素案をまとめました。素案につきましては、令和６年９月４日の第６５回消費者保護審議会におきましてご報告いたしました。第６５回消費者保護審議会における素案の報告後、９月１日から１１月にかけて、市において実効的な計画となりますよう、事務局から審議会委員の皆様の意見を改めてお聞きし、集約の上、２期計画への反映を検討いたしました。また、事務局から市の全部局への説明も行い、市の内部に対して一定の理解を図っているところです。とりわけ、市内の住民の方、２期計画を適切に届けられるように、１期計画策定時と同じく、区役所の力をお借りすることが有効であることから、２４区の区長の意見も直接お聞きして２期計画に反映し、区役所との連携をお願いしてもらったところでございます。令和６年１１月２９日の第３回目となります消費者教育部会では、審議会委員や市の部局、区長様からの意見も踏まえて、２期計画の最終的な審議を実施し、２期計画の案としてまとめました。

本日は２期計画の案の検討経過を報告し、答申案としてお示しさせていただきますので、よろしく願います。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

それでは引き続き議題（２）答申案につきまして、今度は事務局からご説明お願いしたいと思います。願います。

○木田副所長

はい。副所長の木田でございます。

そうしましたら事務局の方からですね、答申案の具体的な案につきまして、ご説明の方させていただきますと思います。ちょっと長い時間かかるかもしれませんが、お願いいたします。

そうしましたら、答申案ですね。今回の計画の案についてご説明をさせていただきたいと思います。具体的に計画案というのは、資料の1の方になります。こちらはですね、9月4日の前回の審議会におきまして、ご報告しましたこの素案を元に、その後に委員の皆様からいただきましたご意見、それから本市の局・室、区役所、それから区長から聴取したご意見を集約・検討いたしまして、先月29日の第3回目の消費者教育部会での審議を経まして、全て反映して作成したものになります。本日の審議会では素案は前回の審議会で一旦ご説明済みであること、それから時間の関係もありまして、素案から変更がなかった部分とか、意味は変えずに文言を整理したものとか、そういう細かい統計の時点更新についてもそうなんですけれども、そういったものについては省略させていただきまして、いただいた意見を踏まえて、素案に追記や変更を加えた主要な部分の説明をもちまして、2期計画（案）の全体の説明とさせていただきたいと思います。

素案に追記修正を加えた主な内容は、資料4の方になります。ページの方はですね、2期計画（案）の方の、資料の4の真ん中に該当ページで、一番上だと6、7とかですけども、こちらは資料1のページになっています。

上からこの順番にご説明させていただきますので、資料4でページを示しまして、資料1の2期計画（案）の該当ページを見ていただきたいというふうに思います。また、一通り素案からの変更点を説明した後で、今回計画に反映しなかったものも含めまして、委員の皆様からいただきましたご意見ですね、資料5-1から5-3にまとめておりますので、ご紹介の方をさせていただきたいというふうに思っております。

そうしましたら、中身の方に入っていきます。まずは、この資料4のNo. 1ですね。左端にあるナンバリングでNo. 打っていますけれども、このNo. 1の方からご説明させていただきます。

1といたしまして、これは「第4 計画の推進体制と評価指標」でございますけれども、評価指標を今回、素案から案に変えるにあたりまして、この指標を具体的にこの間に、追記することにいたしました。もともと素案では「本計画にかかる評価指標は、毎年度、本計画に基づき、市民局運営方針において設定する指標を活用するものとします」ということとしておったところです。当センターが所属する市民局部局ではですね、局の運営方針として、消費者教育だけではなく、地域の防犯であったり、女性活躍、それから人権などですね、様々な局経営課題の指標設定をしておったところなんですけれども、来年度からこの市民局の運営方針につきましては、経営課題の集約化によりまして、当センターで掲載していました「高齢者及び若者の消費生活の安心の確保」というこの項目が見直されたことによりまして、消費者教育にかかる指標は市民局運営方針では設定をされないと、つまり2期計画の指標の元指標となる市民局運営方針に指標が出てこなくなるということになりますので、こ

の2期計画の本体にですね、これまで運営方針に記載していました指標を、直接書き込みに行くということをいたしました。

具体的にはどういうふうに書き込んだと言いますと、資料の1の7ページの上段の方をご覧いただきたいと思います。画面共有もさせていただいております。

1、2、3と三つありまして、高齢者が上2つになりまして。一番上は「消費者被害や特殊詐欺について情報を身に付け、契約時に迷った時はその場で契約せずに家族などに相談するなど、簡単な対処方法を心得ている」と答えた高齢者の割合と、それから「消費生活に関して気軽に相談できる人がいる」と回答した高齢者の割合が、1個目2個目が高齢者です。3つ目については、若者になりまして「消費者被害を未然に防止するために必要な悪質事業者の手口や拒否方法といった基本的な知識や情報を身につけている」と答えた若年者の割合ということで、この1、2、3の3つありますけれども、これを直接書き込みまして、目標数値、右にありますけれども、こちらは2期計画の終了時点でいずれも95%ということになっておりますが、これらはもともと市民局の運営方針に指標として掲載していた内容を書き込んでいったということにしております。

なお、この3指標につきましては、当センターが実施しています出前講座の、受講者に対するアンケートの結果から計測しているものでございますけれども、受講者アンケートが元になっているということが、市民局のこの運営方針の方では明示ができておりませんでした。そのことについて委員の皆様からご指摘がございましたので、指標の元になっているのが受講者のアンケートであるということを記載すべきであるというご意見いただきましたので、この6ページ目の一番下の「なお」書きのところですけれども、こちらにおきまして「消費者センターが実施する出前講座でのアンケートにおける次の項目とします」ということで、ここに明示をさせていただいたところです。この指標に関しましてはですね、どうしても講座のアンケートということで意識が高いと思われる一部の受講者のアンケート、これをもちまして、例えば高齢者全体の消費者教育の効果を計測することが、本当はできるのかといったようなご意見も委員からいただいたところです。ご指摘いただきました通り、講座受講者のアンケートの結果では、やはり興味・関心が低い方とかですね、あるいはそのデジタルに不慣れな高齢者等の意見が、やはりそこは完璧に反映できているとまでは言い切れないというのは、事務局として認識はしているところではございます。しかしながら、こうした意識なかなか低い方々とかですね、デジタルに不慣れな方々の意見をですね、完璧に把握すると言いますか、捕捉する調査であったりとか、あるいはそのデジタルに不慣れな方も、全部拾ってくるとなりますと、ネットではなく、紙による郵送でのアンケートを実施するなど、コスト面等を考慮すると、そういうことも考えますと、現実的にはなかなか困難がございましてですね。そもそもなんですけれども、意識の低い方に対してアンケートをして、そもそも答えていただけるのかといった、実務的にはそういう問題もございまして、現実的ではないかなというふうに考えているところでございます。そうした、興味・関心とか、

あるいはそのデジタルのスキルに関係なく、幅広い意見をいかに実現可能な形で拾っていくかが課題であると思っておるところですけれども、当センターの方で実施しています、このアンケートの元になってます出前講座というのはですね、若者でありましたら、主に高等学校とか大学になります。そういうところ、それから高齢者でありましたら、地域の団体などからの、要請に基づいて実施しているものになってきます。例えば高等学校を例にしますと、定例の授業の一環として、消費者問題を取り上げていただきまして、我々は授業にお邪魔しまして、興味・関心であったり、そういうデジタルスキル関係なく、その日に登校されている学生の方に、受講・アンケートに答えていただくような形になります。それが地域になりますと、定例の、例えば寄り合いとか会合とかですね。そういう案件とか、議題の一環として実施していただく、そこに我々がお邪魔して講座をさせていただくということなので、その日に寄り合いとか会合に来ている高齢者とかに受けていただくので、その意識であったりとか、そういうデジタルスキルの如何には関係なく、受講いただいているものになってきます。そのため、出前講座の受講者につきましては、意識の高い低い如何に関わらず、様々な方々、それからデジタルの得手・不得手もそうなんですけども、そういったことにある程度関係なく、ご参加いただけるような現場としては、感覚がございます。こちらが予めテーマを指定しまして、指定の日時に受講者自ら来てくださいますということで、足を運んでいただくような、我々は「エルちゃんのワンデー講座」というものをやっておりますけれども、そういうものとはちょっと違まして、受講者の意識に偏りはあまりないという感覚は持っております。出前講座のアンケートでは、若年者とか、それから高齢者全体の一般的な声がある程度は拾うことができているのかなというのは考えておりますですね。ベストな選択ではないのかもしれないのですが、ある程度の幅広く全体の効果を計測可能であるかな、というふうに考えておりますのと、あと実現可能性が比較的高いということからですね。現状では、ベストじゃないけれども、まあベターな選択肢として、出前講座の受講者のアンケートをもとにした指標を設定させていただきたいというふうに考えておるところです。ただですね、より多くの多様な高齢者ないし若年者の方に受講していただくことは非常に大事だと思っておりますので、広く、多くの声をアンケートのサンプルを増やす必要があるということで、講座回数と参加者を増やすために、引き続き講座の勧奨であったりとか、PR については努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、続きまして、資料4に戻しまして、2番目ですね。No. 2の人口の推移、高齢化の進展というところに参ります。こちらは案です。資料1で言うと8ページをご覧ください。

こちらの方ですね、人口の動きを書いているところなんですけれども、令和2年にですね、本市の人口ビジョンというのが発表されたところでありまして、そちらの方ではですね、令和2年を境として人口が減少して、令和27年には250万人まで減少するという記載があるんですけれども、本年の10月の最新の推計人口では、令和2年以降ですね、人口が増加を

続けているという現状がございます。そういう現状がございますので、現在の人口の動きはですね、令和2年以降、現時点ではちょっと人口ビジョンと異なった動きをしているということになりますので、そういう異なった動きをしている、元々は「令和2年頃を境に減少に転じ」という文言があったんですけど、それは消去いたしまして「令和6年10月時点で増加が続いていること」ということを追記することにより、時点修正を行いました。また、見出しにつきましては、もともとここは「人口の増加と高齢化の進展」となっていたんですけども、今回は増加だけでなく、減少についてもこの部分では言及がされているものになりますので、両方の意味を反映するために「増加」を「推移」という文言に修正したところで

す。

ここまでNo. 2、続きまして、資料4でいうとNo. 3に行きます。No. 3は、カスタマーハラスメントなど、消費者が加害者となる行動について追記したところでございます。資料1の案の方では19ページ目の(2)の健全な市場の形成の2段落目をご覧ください。近年はですね、商品やサービス提供者に対する過剰な要求、それから著しい迷惑行為であるカスタハラとかですね、医療従事者に対する患者やその家族からの迷惑行為であるペイシェントハラスメントなどが問題になっているところです。事業者に対して主張するのは、商品やサービスの改善を促して、多くの消費者の利益につながる一方、行き過ぎた行動は、やはりその従業員の労働環境の悪化につながっていくということになります。消費者市民社会を構築していくためにはですね、消費者の行動が経済社会に大きな影響を与えることを自覚して、意見が適切に伝わるように伝え方に留意することも想定して消費者教育を進めることから、その旨を追求しています。この2段落目のところの「事業者に対して意見を伝えることは」から、「悪化につながります」この文言を今回追記したところでございます。

続きまして、4番、資料4でいうとNo. 4の方になります。そちらは当センターの啓発事業の記載方法をちょっと修正したものになります。案で言いますと、資料1の32ページの2段落目をご覧くださいというふうに思います。こちらの方の2段落目のところに、「各区役所等関係部署を通じた電子ビラの配信」という文言があるんですけども、こちらについて実状に沿って修正したということなんですけど、こちらはですね、区長からご意見があったんですけどもこのビラは、確かに各区役所と関係部署に対して配信はしているんですけども、実際はその区役所からですね、消費者の方々に向けて配信しているということで、事実上は、その区役所と関係部署にはその配信を依頼しているということで、その部署に対して配信をしているのではなくて、配信を依頼しているのではないかということが現実だということなので、正確にするために、関係部署はビラの受け手ではなくて、消費者に配信する際の経由先であるということをはっきりさせるために、もともと「関係部署に向けて」だったんですけど、それを「通じた」というふうに文言修正をいたしましたところ。これが4番目になります。

続きまして5番目、資料4でいうとNo. 5になります。ここからが第3部になります。No.

5の方は案の資料1では42ページをご覧ください。42ページの(ウ)のところですね。学校を支援する取り組みの「地域の実情に合わせた支援」というところを、こちらを本市部署の役割分担を踏まえて修正をしたところです。具体的に言いますと、学校現場で取り組まれるカリキュラムへの支援についてここは書いているんですけども、もともとこの部分は、「区役所が」ということで主語になっておりました。しかしながらですね、実際にカリキュラムの支援であったり、出前講座や教材などをご支援していくと、こういうのを実施するのは当センター、消費者センターをはじめとした市の関連の部局であることから、この主語の方を「区役所」から「当センターをはじめとする市の関連部局」ということで、これに修正したものがNo. 5の修正になります。

続きましてNo. 6になります。同じく42ページのところの、この⑦の「社会に開かれた教育課程」のところの、このコラムの部分をご覧いただきたいと思います。

学校支援する取り組み部分につきまして、学習指導要領の表記があつたんですけども、これは改訂から年数が経過しているため「新」とか「新しい」というこの文言を削除しているところでございます。現在の直近の改訂はですね、平成29年と30年ということで、もう6年以上経過しておりますので、「新」学習指導要領とか頭に「新」とかですね「新しい」とつけていた箇所を全て削除しているところです。例えば⑦の1番下のところで、今印つけていたところ、もともとですね、改訂された新学習指導要領の「新」っていうのが入っていたんですけど、これを改訂されたということで「新」を取ったりとかですね、こういうようなところを全部取っ払ったという改訂を時点更新としてしたところです。これがNo. 6になります。

続きましてNo. 7に行きます。こちらは43ページのコラムの⑧の区長の3つの「顔」のコラムをご覧いただきたいというふうに思います。同じくですね、この学校支援する取り組みで、各区長の3つの役割を3つの顔として掲載している部分になります。その3つの役割のうち2つですね、区CMと、それから区担当教育次長の役割についてのところを今回修正しにいきました。前者ですね、区CMにつきましては、区長が、区CMの事業を実施する事業ということで、「その事情や特性に即した施策や事業」とだけしか記載されておらず、この表記では、消費者教育では、一体この区CM事業として何をしているのか具体的に言うところとわからないということでしたので、この消費者教育関連では、出前講座の実施が区CM事業に該当しますので、画面共有でこの網掛けしてる部分ですね、消費者センターが実施してる地域への出前講座がこのCM事業ですということをここに書き込みに行ったところです。それから次後者ですね。もう一つずれてまして、この区長がこの区担当教育次長の役割のもとで、区域内の学校教育コミュニティをサポートしているという、この部分になります。この役割についてはですね、平成27年に創設されまして、この当時は、分権型教育行政への転換ということで、ここが切り替えるためにこれは転換ということが目的で設定されたものですが、それから年数が経ちまして、もうすでに転換は図られておること

で、実際この目的が転換からこの推進に変わっているということになりますので、こちらの「転換」っていうのを「推進」というものに時点修正したものにございます。これが7になります。

続きまして No. 8 になります。こちら地域社会に関する部分で、本市の福祉局から指摘があって、二箇所の正確な表現に修正しております。まずは案の資料1の46ページをご覧くださいと思います。こちらの(ア)のところですね。「地域での出前講座の実施」の3つ目の点の最後の見守り活動に携わる団体というところになります。こちらはですね、「見守り活動に携わる団体や福祉事業者からのニーズに合わせて」の「団体」の後ろにですね、「民生委員や専門職の成年後見人等」ということで、括弧書きで記載しておったんですけれども、民生委員や成年後見人は、実際にこの見守り活動を携わる団体ではないということと、専門職の成年後見人だけではなく、市民後見人や、法人後見人にも色々あるということ、ここに書き込むとちょっと煩雑になるということ、括弧内を福祉局から指摘があって削除をしております。もう一つはですね、同じく46ページのイの2つ目のコツの、この「さまざまな施策分野の相談支援を行っている福祉部局等と情報共有」この部分になります。こちらはですね、もともと「重層的支援体制整備事業の所管部局と」という文言にしておったところです。こちらの趣旨としましては、こういう地域の支援者等が消費者被害に遭っているとかですね、その心配がある消費者を発見した場合、本人に代わって当センターへの相談につなぐために見守りネットワークの構成団体とともに、こういう地域の高齢者への注意喚起のため、こういう部局との連携を図ると、重層的支援体制整備事業の、所管部局との連携を図るとしているところなんですけれども、この重層的支援体制整備事業というのは、地域の様々な相談を相互に連携できるよう支援する事業なんですけれども、本市では、来年の4月の2期計画の開始時点では、この重層的支援体制整備事業っていうのは実施していないということを確認しました。そのため、この重層的支援体制整備事業というのはまだ実施していないので削除をしましたがけれども、この度の追記の趣旨がやはりその地域における様々な課題を相談する窓口を所管する部局と情報共有するというのが趣旨でありますので、同じ意味になるんですけれども、消費者被害にあっているとか、そういう人を、本人に代わってセンターに繋ぐことが大事だということ、様々な施策分野の相談支援を行っている部局と情報共有するという、こういう文言に、意味は一緒なんですけど、具体的事業はまだ来年開始していないということなので、意味をそのまま置き換えて修正を行ったというふうにしています。

続きまして、No. 9 に入りたいと思います。こちらの方は、情報が伝わりにくい消費者への対応ということになります。案の方では51ページになります。(ウ)の行の広報活動の2つ目のポツの「さらに」のところから。こちらはですね、審議会の委員の方からいただきました、ご意見を反映したものになります。意識の高い人以外ですとか、あるいはその高齢者であったり、イベントに参加されない方、それから外出しづらい方、情報にアクセスしづらい方へ、情報が行き渡るようにするための対応について、記載した方がより説得力がある内

容になるといったご意見をいただきました。もともとこの素案の段階ではですね、街頭のデジタルサイネージが入ってますけれども、そういうのを興味・関心関係なく、消費者が目に触れやすい、そういう広報チャンネルの拡大を図る旨の記載をしていたところなんですけれども、その後にですね、さらにはやはり消費者が置かれた環境、興味関心如何に関係なくですね、まずは情報が伝わりにくい消費者に対しても情報が行き渡るよう、見守り講座等のイベントの活用であったり、媒体等の工夫などにも努め、より効果的な情報発信を行うということです。こういう追記をすることによりまして、情報資源にアクセスしづらい方に、情報が行き渡るようにするための対応をしっかりと進めてまいりたいと考えているところで

す。

続きまして No. 10 になります。次は 53 ページをご覧くださいと思います。こちらの方が多様な主体による消費者教育の推進の部分につきまして、金融経済教育であったりとかエシカル消費ということですね、消費生活に関連する教育を普及・啓発する団体との連携協働についてこちらの方に追記をしました。消費生活に関連する分野はですね、やっぱり近年広く、段々専門的な広がりを見せつつありまして、消費者センターをはじめとする本市の関連部局だけではなくて、そうした教育の普及とか啓発を行っている団体と連携をしているかないと、それが不可欠であるというふうに考えております。近年、金融経済教育につきましては、特に重要な分野のひとつであるというふうに認識しておりますので、その例といたしまして金融経済教育推進機構、J-FLEC っていうんですけども、こちらとの連携の方を具体的に、特出しで記載をしているところになります。

最後になりますけれども、次、用語解説の部分になります。案の資料 1 の 66・67 ページをご覧くださいと思います。こちらの方が、先ほど説明にできませんでした、カスタマーハラスメントあるいはその金融経済教育推進機構、J-FLEC ですね。こういうふうに専門用語が増えましたので、解説の方で追記いたしました。それから時点更新もしているところで、国ですね、消費者教育基本計画につきましては、来年 4 月から 5 期目ということに入りますので、その旨をここに 5 期目になりますということで時点更新をさせていただいております。

以上はですね、前回の 9 月 4 日の第 65 回審議会から、主な追記・変更点があった部分になります。以上の説明をもちまして、2 期計画(案)の説明とさせていただきたいと思います。

ここまでは案の説明になります。続きましてですね、この度、審議会委員の皆様からいただいたご意見について、ご説明の方をさせていただきたいと思います。前回の審議会におきましては、音声に不具合が生じまして、ご発言をしにくい状況となったかと存じますが、審議会の終了後、再度のご意見をお願いしたところ、多数のご意見を頂戴いたしました。大変ありがとうございました。資料の方になりますけれども、資料は 5-1 から 5-3 ということになります。資料 5-1 の方は、計画案への意見になります。資料 5-2 はご感想、それからご要望になっています。それから資料 5-3 はご質問ということになります。順番に資料 5-1

の方からご紹介の方をさせていただきたいというふうに思います。

資料5-1のNo. 1から3につきましては、こちらは計画の中では年号であったりとか、変換ミスについてのご指摘いただきまして、ありがとうございます。こちらにつきましては、修正の方を反映していますので、どうもご指摘ありがとうございました。

続きまして、No. 4の方になります。こちらは情報が伝わりにくい消費者への方策についてでございます。こちらはですね、先ほどの案の本体の方ですね。No. 9のところでご説明した通り、計画の方に反映させていただいておるところでございます。

続きましてのNo. 5の方になります。こちらはですね、消費者教育の公立学校における時間枠の確保の数値目標ですね。時間数であったりとか、あるいは市で対応しきれない消費者教育の外部委託と経費ですね。計画本体に入れ込んで計画推進の裏付けと、確保をお願いしたいというご意見をいただけたものになります。こちらにつきましては、本市の方では、学習指導要領に沿った指導計画というものがあまして、そちらの方で中学校3年間で少なくとも消費者教育については22時間を確保する。すでに時間枠を定めて、実施をしているところでありますので、改めてその計画への時間枠の数値目標の記載は、そこまでは不要かなというふうに考えているところです。また経費につきましては、状況に応じて、外部委託等含めまして、効果的・効率的な方法もいろいろ入れて取り組みを毎年検討する中で、これは予算とか経費というのは年度ごとに決定をするものですので、今回の計画というのは5年スパンで大きな方針とか方向性を規定する計画の中への記載というのはなかなかないというふうに考えているところなので、今回は反映していないということになります。

続きまして、資料No. 6になります。この消費者コーディネーターの育成のところなんですけれども、この行政職員のみならずですね、そういう専門性を持った人材確保の検討、それから取り組みが前進するように、具体的な人数目標や育成カリキュラムがあった方がいいんじゃないかというご意見でございます。こちらにつきましては現時点で、コーディネーターにつきましては、行政職員のみならずというところは言ってるんですけど、行政職員自体もですね、まだ非常に少ない状況が現実としてありまして、なかなかこう一足飛びにはいかないというところもあるんで行政職員を中心にと記載をしているところですね、まずは行政職員から増やしていくというところからスタートになっていくというふうに考えておりますので、具体的にその、もちろん行政職員以外ももちろん想定はして、ゆくゆくは増やしていくというのはもちろん、それは想定しているところでなんですけども、足元からまずは増やしていくということがスタートということですので、具体的にその人数も目標とか書いていくまでは、計画によることはしておりません。行政職員以外の専門性を持った人材確保についても、今後検討してまいりたいと考えているところでありますので、よろしく願いしたいと思います。

続きましてNo. 7と8になります。こちらの方は成果指標に関する内容になりますので、まとめてお話いたします。先ほどの計画への反映のところ、資料の冒頭でも指標について

お話をさせていただきましたので、詳細の説明については省略をさせていただきますけれども、残りですね、資料1のですね、57ページから「本市の消費者教育に関する調査結果」ということで、インターネットアンケートについて記載してますので、そちらの方の中身についてご説明させていただきたいというふうに思います。資料の57ページをご覧ください。参考資料と書いている、調査の結果のところです。こちらのアンケートについてはですね、年代別の人数とか、高齢者への偏りが、ないようにですね、年代別による人口比率ではないんですけども、大阪市内在住が18歳以上のものから無作為に抽出しているところでした、年代別の参考数に偏りが生じることがないように年齢区分ごとにですね、同人数、それぞれ年齢区分を5つに分類しまして、各区分100人ずつ合計500で実施しているというものになってきます。簡単ではございますけれども、こういうサンプルの取り方をしてやっているという、ご説明だけになりますけれども、補足ということでさせていただきました。

そうしたら資料5-1に戻ります。続きましてNo.9の方ご紹介いたしたいと思います。こちらはあのACAP様からご意見をいただいて、ACAP様が実施されている講座の中でですね、「害虫駆除にあつて困った時に行政とか消費者センターの相談窓口を知ることができてよかった」というお話がありまして、どういうときにどこに相談したらいいかっていうことを消費者が知ることができれば、消費者被害を減らせることにつながるんじゃないかといったご意見ございます。センターではですね、先ほど電子ビラの話が出てきましたけれども、こちらの方ですね。最新のトピックスを発信するなどですね、関係先と連携しまして、あらゆる機会を通じて周知・広報を行って参りたいと考えているところです。今後委員の皆様方の所属団体の方で、講座機会等がございましたら、当センターの案内等をさせていただければ非常にありがたいと考えていますので、情報提供いただけましたら、まずは非ご連絡いただけましたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、資料5-2のご感想・ご要望ということでご紹介の方をさせていただきたいと思います。こちらはですね、計画への個々の記載や文言へのご指摘というよりは、計画本体へのご感想・ご要望ということになります。ちょっとお時間の関係もありまして、すべて詳細に全部読み上げることはちょっと難しいんですが、申し訳ありませんが、ご意見の内容をまとめてご紹介したいというふうに思います。何個かカテゴリーっていうのがありまして。若年者に関するご意見をいただきまして、まずはですね、若年者に関するものとしては、契約が自由できるようになった18歳とか19歳の啓発の重要性であったりとか、親の方がキャッシュレス化によりまして、現金をなかなか使わなくなったということで、お金というものをなかなか現実的に捉えにくくなっているということで、やっぱり学校へ行ってお金の大切さを伝えるということは非常に大事であるんじゃないかというようなことですね。それからやっぱり最近オンラインゲームにのめり込んでしまう子どもが増えているということで、なかなか教育・啓発だけじゃなくて、そういう未成年者の居場所の確保とかですね。そういう問題などについてもあるんじゃないかということで、貴重なご意見をいただいたところです。またですね、高齢者に関しまして、やっぱりその外部と接触がなかなか少な

い方への啓発についてはですね。やはり先ほども我々からご説明させていただきました通り、やはりその生活環境とかですね、興味関心の如何に関わらず、情報が伝わるようにですね、そういうなかなか情報が伝わりにくい方ですね高齢者もそうなんですけども、こういうところもやっぱり高齢者ではなかなか外との接触が少ないということなので、そういうところに対して積極的に工夫して啓発をしてまいりたいというふうに考えているところです。またセンターに対してのご意見の関係では、事業者への指導であったりとかですね、認知度向上に向けてですね、引き続き、取り組んで参りたいというふうに思います。さらに貴重なご意見ということで、日々の生活の中でですね、これだけキャッシュレスが進む世の中ではあるんですけども、まあ高齢者にはなかなか敷居が高いというところがあるので。高齢者に対してやっぱりプリペイドカードの方が馴染みやすい感覚があるっていうご意見であったりとか、エシカル消費では、実際意識したらですね、ストローの使用であったりとか、やっぱりその実際生活をしていく中で、そういう視点で貴重なご意見もいただいたところでございますので、そういったご意見もふまえて、この2期計画の方を進めてまいりたいというふうに考えていますので貴重なご意見ありがとうございます。

最後になりますけど、資料5-3に移りたいと思います。ご質問と回答についてご紹介したいと思います。3つご質問いただきました。1つ目でございますけど、こちらは本市の自動通話録音機の無償貸与の現状について、質問があったところです。自動通話録音機については、大阪市内在住の65歳以上の方に無料で貸与するものでありまして、お住まいの区役所の防犯担当にて受付をしております。悪質な事業者は録音されますと自身の音声が残ることを非常に嫌がりますので、固定電話における勧誘販売、あるいは詐欺等の被害防止に非常に役立つものとなっております。委員の皆様におかれましても、特に一人暮らしの高齢者等にお知らせいただきましたら、非常に幸いです。こちらの方に件数は記載させていただいております。令和4年の12月からのスタートしていますので、過去3年間ですね、令和4年は4か月間、それから5年度は1年間、6年度は直近で言いますと半年間ですけれども、こちらはこれぐらいの実績だったということで記載をさせていただいています。

続きましてNo. 2になります。外国人住民に対するトラブルの把握についてです。なかなか当センターへの相談が少ないということもありまして、現時点では把握がなかなか難しいということなので、今後はですね、外国人を支援する団体であったりとか、留学生が在籍している大学などで聞き取りを行うなどの把握に努めていきたいと考えております。

最後 No. 3 になります。消費者被害に関する情報について、警察と情報連携ができていますのかといったご質問になります。本市の方ではですね、地域講座とか、先ほど出前講座もありましたけども、地域に出向いて、実際、地域の方々とお話しする中で、まあそういう被害の情報をキャッチします。訪問販売しているとか、訪問購入とか、それから電話勧誘販売など、そういう情報をキャッチすることがありますけど、キャッチした場合は、見守りネットワークですね。大阪府警さんとか社協さんも構成員に含んでいますけれども、そちらの構成員の

方にですね、順次そういうトラブル情報などですね、情報提供を図りまして、周知等をお願いしているというふうに取り組を進めているところでございます。

質問いただいた回答ということでご説明させていただきました。

すいませんちょっと長くなりましたけれども、最初の素案から変更したところ、それからご意見ということで、一通りのご説明は以上となります。

ご審議の方よろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

詳細にご説明いただき、誠にありがとうございました。

それでは、審議・質疑応答に入りたいと思いますけれども、ただいまのご説明に対しまして、委員の皆様方からご質問ご意見、お出しいただければというふうに思っております。ご意見ご質問いかがでしょうか？どこからでも構いませんので、あるいはどなたからでも構いませんので、お願いいたします。

ご意見・ご質問等いかがでしょうか？前回9月のものと比べまして、細かな軸の修正ですか、データの更新とか、そういったある意味、形式的なものもありましたけれども、そうではなくて、前回の9月のものには含まれていない内容が追加されたりということもありますけれども、本日答申案を取りまとめると、最終的な結論を出すということになっておりますので、その審議の機会、本日最後という形になります。皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか？

ご意見やご質問が、もしあれば、挙手の機能を使っていきたい、あるいは実際に手を挙げていただくなり、ミュートを外して、お話いただくなり、いずれでも構わないと思うんですが、いかがでしょうか？

ご意見等ございませんでしょうか？

○新居委員

すいません。ACAPの新居です。

意見というか、今回、読ませていただいて感じたところなんですけれども、やっぱり私も事業者団体ですので、この今回の案の中にカスタマーハラスメントっていう文言が入っていただいたこと、大変ありがたいことだなと思ってまして。やっぱりこういったご意見がいただけたと思うことは、やっぱり現場で実際に働かれてる方がすごく悩んでいるからかなとは思ってましたので。私もちょっと意見に入れるか大変悩んでいたところではあったんですけれども、そういったあの本当に現場の方々からこういった声が上がっていただい

たことはすごく嬉しいことだと感じております。やっぱりですね、私どもの中でも、実際に受ける一般の職員の方々のレベルによっても、実際はカスタマーハラスメントかどうかは分からない。線引きもありますし。で、一方で多分消費者の皆さんもどこがカスタマーハラスメントになるかっていうのは、本当に多分わからなくて。ついつい自分はそうじゃないと思っていて、実際にでも真摯に思いを伝えていらっしゃるだけだったとしても、そういうふうに多分受け手側がカスタマーハラスメントが、って受け取ってしまう場合とかももちろんあるとは思いますが、多分、そこについては今後も検討重ねながら多分整えていく必要はあると思うんですけれども、今回こうやって入れていただいたことはすごく嬉しくありがたいことと思っておりますので、本当にありがとうございますということでご意見させていただきます。

○松井和彦会長

ありがとうございます。

私のパソコンのカメラの調子が悪くて、画像が映ったり消えたりしてしまいましたけども。貴重なご意見ありがとうございます。

確かにカスタマーハラスメント、カスハラという言葉自体が新しいということもありますので、線引きは確かに難しい。以前からあるパワハラとかセクハラも線引きが難しいわけですけども、カスハラになると、こういう概念自体があのか比較的最近のものっていうこともあって、非常に難しい問題だと思います。確かに今おっしゃっていただいたように、自分でも自覚があって、何ていうかいちゃもんをつけているっていう人もいませんけれども、そうではなくて、本当に正当な主張だというふうに思っていて言われていても客観的に見るとこれはちょっとそうではないよというものもやっぱりあったりして。そうになると、やっぱり非常に難しい問題ですが、この今回の推進計画案の19ページにありますように、いわゆるカスハラはやっぱり行き過ぎると、これは消費者にとってもマイナスになってしまうということがあるので、ここは適切に、なかなか具体的に難しいんですけども、やっていく必要があって、こういった大きな方針の中にこういった一文が入ったというのは、私も非常に良いことだなというふうに思っております。ありがとうございます。

その他いかがでしょう？特に修正のご提案とかではなくても構いませんので、受け止めますとか感想ですといったものにも構いませんので、お願いいたします。

私の方で指名と言いますか、良いんでしょうか。張委員の方で、手を挙げるのマークが上がついて。

○張委員

はい。

○松井和彦会長

はい、お願いいたします。

○張委員

はい、同じカスタマーハラスメントの点で、ちょっと気になったので、コメント程度なんです。カスハラについて言及すること、ということについての反対ではないんですが、この計画自体がその消費者教育というところなので、その消費者教育の計画策定の中で、このハラスメント自体をなくす方向ではなく、位置づけが中途半端になっているなというところなので、一応言葉としてカスタマーハラスメントが入っていますけれども、これをじゃあ、大阪市として、あるいは消費者審議会として、どういうふうな方向性で位置づけていくのかっていうのが難しいとは思いますが、そこはまだないまま、とりあえず名前だけが入っているなというところはちょっと気になった点ですので、この全体の計画の中で、このハラスメント、消費者を教育する一環としてカスタマーハラスメントをなくしていくというところまで方向付けれるのかどうかっていうのは、今ここで難しいことだと思うんですが、ちょっとその点が気になったのでコメントさせていただきました。以上です。

○姫野所長

ありがとうございます。所長の姫野です。

カスタマーハラスメントにつきまして、お2人の委員からご意見いただいておりますので、少しコメントといいますか、申し上げたいというふうに思っております。

この2期計画についてですね、この文言を入れるというふうなことについて、話があった時からですね、それから先ほどから出てます、我々出前講座に行ってるわけなんですけども、そこで消費者被害に遭わないようにとか、そういうふうな呼びかけであるとか DVD の視聴などをするんですけども、その一つにあのカスタマーハラスメント、消費者は決して被害者になることばかりではないと、加害者になることもあるということの説明をさせていただいておるところでございます。お2人の方からもありましたように、非常に基準というのが難しいです。不当にですね、例えば大声を上げるとか、暴行するとか、そういうわかりやすいようなことではいいんですけども、やはりその意見がですね、サービスとか商品の向上とか、よりそれが良くなるというふうなために、消費者は一生懸命言ってる場合もありますので、その辺は非常にまあ配慮がいるのかなというふうなことで、ただ行き過ぎた不当要求であるとか、そういうことは差し控えましょうというか、やめましょうというか、そういうふ

うな啓発も行ってまいりたいというふうに思ってますし、ホームページにも実際に掲載もさせていただいたところがございます。そういったことで、消費者教育としてのカスタマーハラスメントについて、啓発等、進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○松井和彦会長

ありがとうございます。

今回のこの推進計画、大きな方針ですので、具体的になかなかカスハラについて取り組むことはなかなか難しいのかなあとこういうふうに思っております。まずはこういった言及が今回初めて、こういった大きな方針で出たということが一つ前進なのかなというふうに思っております。現場では今ご紹介いただいたように、様々な形で、行き過ぎは、やはりいけないよって、さらにいけないというだけではなくて、自分に返ってくると、間接的にはありますけれども、ということも含めて、だからやはりよく考えてというようなことをいろんなところで情報発信していただいているようですので、それは大きな方針としては書き込む場所が難しいんですけども、引き続き、さらに行っていただけるだろうというふうに思っております。

ありがとうございます。確かにこれ位置づけ難しいですね。なので、ここでとりあえず入ったのかなというふうにも思っています。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか？

ご意見・ご質問等、どこからでもお願いいたします。

ご意見・ご質問等、よろしいでしょうか？事務局の方もこれ以上特にその補足説明なりという部分もしあれば、これでもう最後になるので、もし補足等あればお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうかね。

○木田副所長

すいません。ちょっと一個だけ補足させていただいていいでしょうか？副所長の木田です。よろしいですか？すいません。

今回私、答申案ということで資料1見ていただいてたんですけども、今回これ答申ってことで実際は資料3の方ですね。これ一枚ものなんですけども、「大阪市消費者教育推進計画（第2期）の策定について（答申）」ってということで、これが松井会長の名前で大阪市長宛てにあって、資料3の分になりますけれども、これが答申ということになりまして、私の方で説明させていただいたのは、その「別紙のとおり答申いたします」ということで、この別紙というのが先ほどの資料1の個別説明させていただいたものになりますので、その答申

ってというのは、この資料3とこの先ほどの別紙の資料1、これをセットで答申ということでさせていただくということになりますので、すいません、中身ではありませんが、ちょっと全体的に補足で説明をしていませんでしたのでさせていただきます。以上です。すみません。

○松井和彦会長

ありがとうございます、そうですね。この資料3の1枚もののこれがなんて言いますか、中身は具体的には入っていませんが、これが答申の本体ということで、その中身が資料1の70ページ近くあるこれという、そういう体裁だということですね。はい、ありがとうございます。

他に何かありますでしょうか？

新居委員から挙手の、はいお願いします。

○新居委員

たびたびすみません。少し疑問に感じてたところなんですけれども、アンケートが多分成人になったばかりの18歳からで、若い世代ってことで29歳で、そこから30代、40代、50代、60代以上っていうふうに分けられてると思うんですけれども、最近でしたらもう多分かなり高齢の方も増えていらっしゃるって、60代の方もみなさん結構スマートフォンとかパソコンとかも使いこなしていらっしゃる方も多いんじゃないのかなっていうのはちょっと感じてます。ですので、そこが60代以上で全部こう60代の方、70代の方、80代の方、90代の方って全部まとめられてしまっているのっていうのは、今後そのアンケートの取り方自体をちょっと見直すのも、どこかで考えてもいいのかなって感じておりまして、その辺りの考えとかもお聞かせいただけたらと思っております。

○松井和彦会長

ありがとうございます。

今のご指摘・ご意見は資料1の57ページの参考資料の部分ですね。

○新居委員

はい、そうですね。

○松井和彦会長

ありがとうございます。事務局の方から、お願いします。

○木田副所長

はい、こちら、民間ネットアンケートって言いまして、この世代の区切りですね、この分け方なんですけど、これは市民局という、これって我々の消費者問題だけじゃなくて、色々、女性活躍であったりとか、人権とか市民局のいろんな担当から出た項目を局でまとめて、こういう区切りでやっているものになっていまして。だからこそ、センターだけで世代を区切るのを変えるって、今は現実的に難しいんですけども、確かにおっしゃるように、その 60 代以上一括りにするのがですね、高齢化が進んでいくことによって、そこの世代の中でもちょっと変わっていくようなところになっていくと思いますので、またうちの局の方とそういう相談もしまして、今すぐは無理かもしれないんですけども、そういうのも反映させてやってはどうかという、中で検討なんかもしていきたいとは思ってはおります。はい。そういうことで、確かにあのおっしゃる通り、高齢者と一つに言っても、やっぱりそこは細分化してきてる実態はあると思いますので、市民局全体として検討をさせていただきたいと思います。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

5 年計画ということなので、5 年後ですと私も 60 になるので、高齢者か……こんな感じもしまして、確かにネットを使わない世代、スマホに触れない世代かと言われると、今はそうかもしれないけども、5 年後は多分違ってくるだろうと思いますので、今後これは全体的に見直す時期がいつか来るのかなというふうに私も感じておりますので、全体統一してこういう形の区切りでアンケート調査をしているということなんで、全体の問題として、またご検討いただければというふうに思います。はい、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか？特にないようでしたら、質疑応答を以上にしたいと思うのですが、よろしいでしょうかね？はい、ありがとうございました。

それでは本日ご提示いただきました答申案につきまして、お示しいただいた原案通りということで特にこの間の質疑応答で修正の必要なご提案というのはなかったように思いますので、原案通りということにさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか？

ありがとうございます。それでは原案通りでよろしいということですので、当委員会として、その原案通りの答申というふうにさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは次の議題、議題の（３）ですが、今後のスケジュールについて、これは事務局からご説明よろしく願いいたします。

○司会

はい。それでは事務局よりご説明させていただきます。

当審議会から答申受領後、「第２期計画」につきましては、令和７年１月下旬～２月下旬、パブリック・コメントを予定しております。

その後、市内部の決裁等を終え、公表の段になりましたら、委員の皆様にもお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題につきましては、これで全て終了をいたしましたので、最後に私の方から一言、締めくくらせていただきます。

本日は、消費者教育推進計画第２期という、今後５年間の大きな方針についてご審議いただきました。そして、原案通りご承認いただきました。で、この第２期計画の原案の策定にご尽力いただきました、松井元子部会長をはじめとしまして、消費者教育部会の皆様方、それから事務局の皆様方に、心から御礼申し上げたいというふうに思います。誠にありがとうございました。もちろん計画を作って終わりということではなくて、これを実行に移すということ、そして成果を上げるということが、計画よりもむしろ重要というふうにも言えますので、今後の状況、この第２期計画自体は来年の４月以降ということですが、実行の状況・成果の状況というものを、今後注視していきたいというふうに思っております。

私からは以上です。事務局にお返しします。

○司会

松井会長ありがとうございました。

最後に地域安全担当部長の宮崎よりご挨拶を申し上げます。

○宮崎地域安全担当部長

市民局地域安全担当部長の宮崎でございます。

本日は委員の皆様方には、長時間ご審議を賜りまして、ありがとうございます。また、答申

案のご指導に、そして貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。先ほど会長からご意見いただきました通り、計画の作成だけではなく、成果を出していくというようなことってというのは、とても重要というふうに考えております。いただいたご意見を元に、私どもといたしましては、消費者保護・消費者教育の推進に引き続き努めてまいりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第 66 回消費者保護審議会を閉会いたします。

本日は長時間どうもありがとうございました。

(終了)